三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁並びに三豊市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年五月二十五日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県玉名市石貫字保佐六六三の一(次の図に示す部分に限る。)、字小代六七三の五八、六七三の五九、六七三の三三一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字保佐六六三の一・字小代六七三の五八・六七三の五九・六七三の三三一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年五月二十五日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡あさぎり町上西字榎田宮ノ谷大谷山谷ノ尾三五〇四の一(次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字榎田宮ノ谷大谷山谷ノ尾三五〇四の一(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及びあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年五月二十五日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡山江村大字万江丙字西大川内一八二の一二から一八二の一六まで、一八二の一八、一八二の二一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字西大川内一八二の一三・一八二の一四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山江村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年五月二十五日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　北海道網走市台町二丁目七三の一四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道庁及び網走市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年五月二十五日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　北海道積丹郡積丹町大字美国町字大沢二〇九七・古宇郡泊村大字盃村四九〇地先・四九二地先・字盃山四〇五地先・字墓地ノ上四三二地先(以上四筆地先一筆国有林。次の図に示す部分に限る。)、虻田郡京極町字錦六五一の二(次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年五月二十五日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県雲南市木次町寺領六〇の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年五月二十五日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野字新所一二四二の一、一二四四の一、一二四八、一二四九、一二五一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字新所一二四四の一・一二四八・一二四九・一二五一の二(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、一二四二の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。